

# 冬牲

— 明末清初の福建における —

一本杉 玲子

中國の佃戸制の展開については、周藤吉之氏の「宋、元時代の佃戸について」<sup>①</sup>その他の論文<sup>②</sup>について、仁井田陞氏が「中國の法思想史」<sup>③</sup>の中で周藤氏の研究を参照しつつ宋代の佃戸制と明清時代のそれとの間にみられる質的な発展について、とくに法的差異を指摘され、更に現實的な地主佃戸関係における明清時代の佃戸の成長について問題を提起しておられる。

私がここにとりあげる冬牲は、明清時代を通じて福建省に行われた副租の一種であるが、この時代の地主・佃戸関係を体現するものとして考察した。冬牲に關する史料と研究はきわめて乏しいが、幸い東洋文庫に送られてきた傅衣凌氏の「福建佃農經濟史叢考」の中で、永安黃厝郷における明清時代の契約書類をみる事ができ、冬牲について、また當時の佃戸制について得るところが多かつた。

この史料については、この論文の中でもできるだけ紹介していきたいと思う。

冬牲 (一本杉)

延平府志に、正統十三年の鄧茂七の亂の原因を述べるにあつて「郷例佃田者、歲還租穀外、有鷄鴨饋田主、名曰冬牲」<sup>④</sup>とある。之によると

冬牲とは、地主に對する正租外の貢納で、佃戸の慣行的義務とされてきたものであつて、現在の副租の一つである。

閩清縣志には「及收成之日、農民則具鷄鴨奉業主、謂之田牲。現此風已革、亦尙有一二存者」<sup>④</sup>とあつて、閩清縣では同じものを田牲と稱していた。又傅衣凌氏の紹介された永安における同治・光緒年間の佃約（小作契約書）に「食牲×隻」とか「牲一足」とあらわれてくるのは、豚を以て貢納にあてたものと思われる。<sup>⑤</sup>

このような家禽や家畜を地主に納める例は決して特定の地方に限られたわけではなく、自然經濟的な、したがつて自給自足的な農村社會の身分的な地主佃戸関係にあつては、むしろ一般的現象であつたと思われる。湖南省例によると、乾隆年間の湖南地方でも、雜派として「又有新鷄一項、每一十畝自一隻至兩三隻不等」<sup>⑥</sup>を納めており、こゝでは慣習的な貢納というより更に生産物地代として固定化され定式化されているようである。天野元之助氏によると、民國年間、鷄・家鴨などを地主に納める形の副租がとられている地方は、ほとんど中國の全省に存在するといわれるから、その盛期にあつては、名稱はことなるとも同じ内容の慣習が相當普遍的に存在したといえよう。

冬牲がいつ頃からおこなわれたかについては、たしかな史料はない。周藤吉之氏は、元代に佃戸から正租の外にその作つている麥や飼つている鷄をとつた例として、浦陽（浙江省浦江縣）の人、鄭濤の旌義編巻一に「佃家勞苦、不可備陳、…除正租外、所有佃麥、佃鷄之類、斷不可取」とあるのを指摘されている。<sup>⑧</sup>私の見た限りでは、福建における冬牲の最も古い史料は、明末清初の人顧亭林の天下郡國利病書卷九十二、明史卷百六十五丁瑄傳、および前掲延平府志卷十一征撫にみえる、明の正統十

三年鄧茂七の亂に關するものである。<sup>9)</sup>それ以前から行われてきたものが、漸く大々的に問題化されるに至つたのであろう。

その由來についても全く分らない。徐天胎氏は、民國廿五・六年頃、福建の一部に行われた田頭鶏・田頭鴨の貢納について、家畜や家禽を納めるのは、それらが飼料としていくらかの穀物を消費するのでその補償の意味があるのではないかといわれている。<sup>10)</sup>たしかに、間接的な土地生産物として要求される面もあるであろう。

また地主・佃戸關係において佃戸の獨立性が乏しい場合、田主が酒と主食を、佃戸が副食物として鶏や豚を出しあつて、祈年報賽の會食を行うような例があるが、或は冬牲と關係があるかも知れない。明末・清初の人、張履祥が當時の浙江省紹興の佃種法を次のようにかいてゐる。

「○田主任穀肥墾車具、佃戸任耕作收割 ○水旱車救、田主具食、佃戸用力修并墾同 ○秋成春熟、稻麥平分、○收割、佃戸家遠食田主、田主家遠食佃戸照料一人 ○稻麥分到田主家、其後一應不涉佃戸家遠食 ○祈年報賽、田主酒飯、佃戸鶏豚」<sup>11)</sup>

これによると、田主が耕作用の種・肥料その他の用具一切を供給し、佃戸はただ勞力を提供するだけであるから、佃戸の獨立性は極めて乏しい例であるが、この場合には、祀年報賽の祭りには、田主と佃戸が費用を出しあつて會食しており、家族的な關係がつよいのが注目される。このような非獨立的な、と同時に家族的な關係から、佃戸が土地以外の生産手段を有し、經濟的獨立性をもつようになると、同時に地主・佃戸關係の家族的な紐帯はうすくなつて、佃戸の鶏鴨を供する義務が、地主に對する貢納としてつゞくということも考えられなくはない。中國のよう

に、きわめて異つた發展過程にある小作關係が、混在してゐる所では、明末清初紹興の右のような例をとつて、このように一應縱の關係において考える事も出來よう。

それはともかくとして、地主と佃戸が食事をもにするとか、佃戸が地主を饗應するという例は、冬牲と關係して、しばしば見ることができ。溫陵舊事によると、泉州府では、「古くは春秋の徵租の際は、地主が自らやつてきて親しく田畝をみて豊歉をはかつた上で租額をきめた。その際、佃戸は一席設けて田主は上座にすわり、佃戸の年かさのものがその傍に坐つて田主に酒をすゝめ、又在郷の縉紳などもやつて来て、ともに和やかに農事の勞苦を語つて之を慰藉する。食事がすむと皆引上げるが、租を完納するとき佃戸は鶏一羽と白米二・三斗を地主におくり、地主は之に應えて布扇の類をおくる。主佃相ともに禮を以てすることかくの如きであつた」<sup>12)</sup>とある。こゝでは、地主に饗應した上に、更に鶏などの貢納を行つてゐる。

史料に「冬旦一筵」などに見えるのはこのような地主に對する饗應が副租の形に定式化されたものであろう。例えば、民國十年刻の歷西正順廟誌に「一段土名棉竹邊筠竹坑坂嶺、遞年冬收租紋銀貳兩肆錢正、冬牲四隻外、冬旦一筵、皮餘建奇。一段土名棉竹邊筠竹坑四行並嶺仔、遞年冬收租紋銀貳兩四錢正、冬牲四隻外、冬旦一筵、皮蔡子美」<sup>13)</sup>とあつて、銀納の正租の外、冬牲と冬旦が土地に附帶する収入とされている。

また福建省立農學院の行つた調査によると、永安縣黃歷郷では、いま(民國三十一年)より四十年前までは收租の際、地主が佃戸の家にくれば、佃戸は必らず鴨を一隻か二隻料理して地主を饗應せねばならず古いかきものには、「東牲一隻」或は「東牲二隻」などの字が見えるといわれている。<sup>14)</sup>これによれば、永安では佃戸は一般に行われるように家畜、家

禽を地主の家へ納めるのではなく、これを用いて地主を饗應する義務を有する場合もあつたようであるが、しかし後にあげる永安黃歷郷の佃約によれば、冬牲はやはり秋收の際、地主の家へもつて行く形をとつており、或はこれと混同したのではないか。

又徐天胎氏は民國廿五・六年頃の南安・連城・莆田などにみられる「飯餐」の慣習を副租としてあげておられるが、それによると、納租の時期には、佃戸はせい一杯御馳走を並べて地主が收租にやつてくるのをまつ、地主は一人で來ないから佃戸は往々四・五人を接待しなければならぬ。更にこの外地主が家にかえる時には「田信鶏」または「田信鴨」を送りとどけなくてはならないのであつて、上述の明代泉州府の例ときわめて類似していることがわかる。

これらの例は、紹興の場合の「收割、佃戸家遠食田主、田主家遠食佃戸」のように應酬的なものもあるかもしれないが、それが冬且一筵などと佃約中に記載され、定式化された佃戸の義務となつて以上、決してたんに情誼的なものとはいえないであらう。<sup>16</sup>このような宴席がすべて佃戸の負擔にかゝり、その上にまた鶏や鴨を地主におくるのであつて、先にあげた紹興の「田主任穀種肥壅車具、佃戸任耕作收割」という非獨立的な佃戸の場合に比して、物納的負擔がすつと重くなつてゐることを指摘しておく。

冬 牲 (一本杉)

明清時代福建における冬牲の慣行は、私の見た限りでは、沙縣・永安縣・泉州府・閩清縣・三元縣・尤溪縣・寧化縣であるが、この外、傅衣凌氏は清流縣・明溪縣をあげておられる。<sup>17</sup>なお、徐天胎氏の指摘された、南安縣・莆田縣・連城縣の田信鴨・田信鶏の貢納も加えていえば、この習慣は多分、明清時代まで遡ることができると思われるから、明清

時代の慣行範圍は、普通いわゆる閩北地方にかぎらず相當普遍的であつたといえよう。その土地柄について、閩書や閩政領要をみたが、閩清や沙縣などの、土地が肥え、米も販出するに足るほどの産出がみられる地域から、泉州府南安縣などの、稻を植えるにたるのはわずか土地の十分の四・五で、あとは雜穀・地瓜などを植える位で、住民の多くは漁業・商業にたずさわつてゐるといふような地域まで、區々様々である。<sup>18</sup>

實際に冬牲がどのようにして納められたか、次に考察しよう。

冬牲を納める時期は、これまでの福建の諸例、及び後にあげる永安の佃約などによると、すべて正租を收める時期になつてゐる。前掲湖南省例に見られる湖南の場合は「毎年七月内、每畝索新鶏一隻、新米幾升、九月内又索重陽鷄重陽酒、臘月内又索年糕或年粳幾塊、年鶏一隻、年肉二三斤不等、更有名色不及細知者、尙難屈指、通計此規禮、已過正租之數云々」

すなわち、鶏その他の副租は、年に何度も、さまざま名目をつけて徴收され、合計すれば正租を凌ぐものであつたといわれるが、福建では、そういう史料は見えない。

冬牲の量については、先にあげた乾隆年間湖南の例では、「每畝索新鶏一隻」とあつて、副租も畝毎にいくらと定められ、土地面積に比例して徴收されたのである。福建ではどうなつてゐるだらうか。福建の著しい特徴として、田産租額を記するのにはしばしば田地面積を記載しない。とくに永安ではその傾向がいちじるしいのだが、永安黃歷郷の三十數種の田産租額を記載した文書のうち、田地面積の記してあるものは一つもなく、みな「一段土名××、原計實收正租×石、又冬牲×隻」という形で統一されている。これは永安のみならず、福建においてはしばしばそ

土 名	正租重量 (觔)	正租折納額 (文)	冬牲錢 (文)	一觔當折錢額 (文)	冬牲錢
					正租錢
水梗隔旱田	300	1320	50	4.4	3分8厘
東邊田、 又段馬灣隔田	2200	9680	360	4.4	3分7厘
西 邊 田	1600	7040	267	4.4	3分7厘
喬頭田、 又段墓瀧田	300	1320	58	4.4	4分4厘
水 棍 隔 田	400	1760	67	4.4	3分8厘
長 壑 田	350	1540	58	4.4	3分7厘
火 管 壠 田	300	1320	50	4.4	3分8厘
海 容 壠 田	350	1540	58	4.4	3分7厘
寺門首庵埋田	200	880	33	4.4	3分7厘

うなので租額の輕重を比較したりする上に不便である。  
 思うにこれは、分益租の方法で徴收するため、單位面積に對する定額  
 の租を徴收する場合と異り、面積の規定が不必要なのであらうか。しか  
 し他省の分益租の佃約には面積が明記されており、これだけでは理由に  
 ならない。  
 ともかく、正租にしてこうであるから、冬牲の數量も、私の見た範圍  
 では、土地面積と直接關係を示してはいない。では、何らかの基準にも  
 とづいて徴收されたのであらうか、  
 いま、乾隆三十五年、開山書院の田産にみられる正租額と冬牲錢とを  
 表にあらわしてみると、次のような、大體統一した關係がみられる。

年 月	土 名	租 石 (石)	冬 牲 (隻)	食 牲 (隻)	附 註
嘉靖 31. 6	凹 頭	2	1 隻		
康熙 39. 7	桂口下坂壠尾	2	1 隻	1	
乾隆 18. 10	車田門前洋墩	2	1 隻		
乾隆年間	不 明	不 明	2(折豆2斗)		
全 上	不 明	4	冬牲錢80文		
全 上	不 明	4	冬牲谷 2斗		
嘉慶 3. 11	黃曆洋竹林坂	3.5	冬牲豆 2斗		
嘉慶 6. 12	不 明	2	1 隻		
" 12. 12	不 明	2.25	1 隻		
" 13. 10	黃曆太洋棟頭	2	2 隻		
道光 7. 10	黃曆桂口營尾	2	1 隻		
" 7. 12	不 明	2	1 隻		
同治 4. 12	不 明	1	1 隻		
" 11. 3	落溪屈尾道者撫	1	× 隻	×	
光緒 3. 2	洛溪道者孟	2	× 隻	×	官斗 3 碩
" 4. 12	黃曆溪壠缸廠地 底(並上磅一坵)	11	× 隻		
" 6. 1	黃曆底長抗	1	× 隻		

これによると開山書院管轄の田租は、一觔あたり四・四文の割合で錢  
 に換算されており、又冬牲錢は大體正租金額の三分七厘、或は八厘程度  
 となつて、概ね、正租との比例關係にあるようである。或は折錢される  
 前の正租數量と冬牲の現物に、或る比率があつたのであらうか。次に私  
 的な土地所有における冬牲の數量はどうなつてゐるであらうか。今、永  
 安黃歷郷の諸文書にみられる冬牲と正租との表をつくつてみると次のよ  
 うになる。

以上十七例のうち、冬牲×隻とあつて數量の不明なもの四種をのぞき、十三種中七種は冬牲一隻で、他は冬食牲各一隻が一、冬牲二隻が一、折穀八十文が一、折穀二斗が一、折豆二斗が一、となつてゐる。こゝでは、正租一石のものも二石のものもひとしく冬牲一隻を納め、二石の租を出すものにも、一隻でよいもの、二隻出さねばならぬものなどさまざまである。現物納であるだけに、より貢納的な性格を有し、地主の恣意のまゝに義務づけられねばならない後進性を示している。

田中忠夫氏は「苛例（副租のこと）は小作契約に規定しないのを普通とし、全くその慣習に基いて小作人が小作契約を締結すると同時に、これに附帯して發生する一種の義務である」といわれるが、傅氏の紹介された永安黄歴郷の佃約、八種類、（康熙三十九年から光緒六年まで）のうち、六種類までの冬牲の規定がある。

いま、そのうち佃戸が田主に支給する所の「承佃約」と、地主が佃戸に交附した「付批字」各一種づゝあげてみよう。

二十七郡住人馮兆週今來要田耕作、今拖保佃前在。張公法主邊佃得谷田一段、坐落二十八都桂國下坂隴尾、遞年到秋熟備辦早谷二碩大、冬食牲各一隻、送至值年會首家下交收、不敢把欠升合、亦不許賣弄界至水漿等情、如有此色、應許衆等另行改佃下伏、不敢阻占、今來二家甘心意充、亦復有憑、立承佃爲照。

康熙三十五年七月 日

立承佃人 馮兆週（簽）保田陳××

立上水田主鄧載壽原有苗田一段、坐落二十七都土名洛溪道者孟等處、其田照依原額坵類耕種、各有界至分明、原計實收正租早穀二碩大、今權讓實收三碩官。冬牲×隻、食牲×隻、今憑保田安與黃歴住

人馮天增前去用心耕作、遞年到秋熟備辦乾淨好穀、並牲一足、送至本主家下倉所雙屬交量、一足清楚、完納糧差、不許將有毛租稻插水汚爛、挨延拖欠升合、及賣弄界至水漿、拋棄坵角、移坵換段、開致宅舍、私放典賠等情、如有此色、任本主呈官究治、另行下伏改佃、佃人不敢阻佔、本田十年以滿、另行承寫一次。今主佃甘允、立上水照。

計開田段

一段土名洛溪道者孟、原計遞年原租穀二石大、今權讓實收正租穀三碩官較正

光緒丁丑三年二月 日

立上水田主 鄧載壽（押）

保佃代字 馮菊波（押）

（いづれも〇印は一本杉、以下同じ）

いづれも冬牲および食牲は、正租と共に秋の收穫ののち、地主の家の倉までおくりとゞけなければならぬと明記されている。

又、黄歴郷ではしばしば田地の典當や賣買の契約上に、該田地の定收入として冬牲が記載された。

在城住人魏佛清續置苗田（中略）今來要物使用、拖中召賣、先盡房親隣右人等、各不成、就遂中引至本鄧法富出頭承買、當憑中三面言、定時置價銀壹拾陸兩、其銀就日交訖、外××無收票欠少分釐、其有田苗、見今造冊由買戶收戶當差、如有來處不明、賣人出頭抵當、今來意允甘心、各無反悔、用立文契、付與買主、收執爲照。

計開田段

一段坐落凹頭計收租谷二石正 冬牲一隻

一段坐落棟頭路邊、計收租谷二谷正冬石

一斗

一段坐落巫垢尾屋後、計收租谷肆斗正

嘉靖參拾壹年六月 日

立約人 魏佛清  
依照代書中人 許仕寧

立找盡足價約人鄧租仁全姪增盛原有承租父遺下受分田一段、坐落土名二十七都黃歷桂口營尾、原計遞年實收正租早谷二石大、冬牲一隻、於先年已得賣價足訖、今又要物應用、仍由原中前向馮燕魁姻親邊、另備辦出找盡足價銀十兩正、其銀即日交收足訖、不分欠厘、其田應買主、前去召佃收租管理爲業、賣人不敢阻佔異說等情(中略)  
道光戊子八年二月 日

立找盡足價約人 鄧租仁(押)  
全 姪增盛(押)  
代字原中 李浚源(押)

この二種の契約書のうち、前者は單純な賣約で賣人から買主に交付する契約書であるが、後者は所有の田地を出典して金を借りたが、うけもどす能力がない所、再び不時の入用に迫られて姻戚である典得者にあつて銀十兩を請求してその代りに田地を完全に典得者の所有に歸せしめる——之を找盡足價という——特殊な場合の賣約で同じく賣人から買主に付與する契約書である。

このほか、田地の典賣契約書上に冬牲の記載された例はいくつかあり、永安では、明末以降における冬牲が決して臨時に課せられる種類のものでなく、固定化されており、田價をきめる上に正租と同じように重要視されていたことがわかる。

冬牲の固定化に關聯して、しばしば穀・豆・錢などによる冬牲の折納

が行われた。

傅衣凌氏が永安黃歷郷において發見された乾隆年間のものと思われる出納簿(流水簿)には、「乙亥年十一月廿五日收冬牲二隻、折豆二斗。乙酉年七月初一日還去谷四石大、冬牲谷二斗訖。丙戌年七月十二日還小租谷一石大、還陳同叔公正租谷三石大訖。冬牲錢八十文」とある。また同じく黃歷郷の嘉慶戊午三年十一月の田地の賣約に

「立賣文契約陳偉若原有父典出自己贖回苗田一段二十七都土名黃歷洋竹林坂 原計實收正租早谷二石五斗大。又冬牲豆二斗(後略)」とある。またさきあげた乾隆三十五年の開山書院の田租は、正租冬牲共に折錢されていて「一、土名水梗隔旱田、裁租三百觔、折納租錢一千三百一十文、冬牲錢五十文。又土名東邊田、又段馬灣隔田裁租二千二百觔、折納錢九千六百八十文、冬牲錢三百六十文(後略)」とある。またおなじく瀘縣志には、「二僧耕東西邊等田、一十四畝八分二厘、租谷六千觔、寫遠難運、議每石劬折納錢六百四十文、冬牲錢一千文」ともあつて、輸送に便ならしむるために正租を折錢すると説明している。

私の見た限りでは、明清時代を通じて福建で冬牲の折錢納がおこなわれたことを示す史料は、この乾隆年間の三つの例にすぎない。

とくに永安縣は民國廿五・六年の調査でも錢租は全くおこなわれていないといわれるほど、自然經濟的性格のつよい地方なので、傅氏のえられた黃歷郷の文書中、冬牲の記載のあるもの十七種、その時期は嘉靖三十一年六月から光緒六年正月に至る三百二十八年間にわたるにもかゝらず、折錢納されたものは只一例にすぎない。(租米の折錢に至つては、三十八種にものぼる史料のうち、一つとしてない。)折錢納とは、租額を穀物で定められ、それを貨幣に換算するもので、天野氏は、これを物租から錢租への轉換の過渡的な形態であるといわれている。

厦門などの商港をひかえ、とくに明末以後、對フィリッピン貿易による多量のメキシコ銀の流入をみて、「閩廣両省所用皆番錢、統計兩者、歲入内地約近千萬」<sup>(29)</sup>といわれる福建省、ことに西南沿海地方等において、より高度の貨幣經濟の農村への侵透がみられない筈はなく、又正統元年の江南一帯に施行された金花銀法で正賦の折銀が公認されて以來、鋼銀法、十段錦冊法などの役法上の整理と銀納化を経て、萬曆の一條鞭法による賦役の総合銀納化に至る一連の財政改革は、すでに發達して來ていた貨幣經濟に對する承認であると同時に、貨幣經濟を促進し、徵稅を挺子にして農村にもふかく侵入させる働きをなさずにはおかなかつたと思われ。福建においても田租の貨幣による納入が、特に商品的農産物の生産地や、商業交通の要地付近の田地や、官産、公産、又不在地主の所有地などでいち早く行われたことは當然予想することができ、また、一般民においても、すでに農村における徵稅對象たる地主および自營農民が、貨幣經濟の支配下に入らざるをえなくなつた以上、佃戸の納める私租を金納化せしめる契機が上から與えられることは少くない。<sup>(31)</sup>福建における冬性の折錢納も、清乾隆頃からは、もつと普及したのではないかと思われるが、残念ながら豫想に終るほかはない。

さて、冬性の具体的な現象を、乏しい史料によつて説明して來たが、最後に永安黃厝郷の史料によつて氣づいた一つの問題を提起したい。それは、永安の文書のうちの賠田の佃租に、冬牲がふくまれることがきわめて少いという事實である。

まづ賠田について少し述べれば、賠田とは、福建の他の地方で「田皮」「皮田」「田面」などとよばれるものと同じ意味をもち、土地の底地の所

有者、つまり本來の地主から、一應獨立せる所有權の成立した土地の上を意味する。このように、一つの土地を上下二層に分つて、その分たれた土地と、「田根」「田骨」などとよばれる底地とを、それ／＼異つた者によつて所有される慣習上の權利關係——いわゆる一田兩主制、乃至三主制は、明代からひろく江南の地に慣行し、明末以降は、稅賦徵收上の困難の故に、支配階級の強く問題とする所となり、史料にもしば／＼あらわれるのである。明・清時代における一田兩主乃至三主慣行については、すでに仁井田陞氏等の研究がでてゐる。<sup>(32)</sup>

いま、福建省例卷十五田宅例「禁革田皮田根不許私相買賣佃戸若不欠租不許田主額外加増」の條によると「田骨の所有者は、是本來の田主であつて、租を皮田の所有者(または皮田の賃貸人)から徵收して賦稅を政府に納めるものであり、皮田の所有者は、公課の義務なく收租の權利のみあつたのである。皮田は無糧有租なので、水利に便利な肥沃な土地では、皮田の價は田骨より高く、人皆争つて手に入れようとした。皮田の所有者は、本來佃戸の類にすぎないのだが、一たん取得するや、世業となり、田主に對して租を欠いでも、田主は皮田を奪うことができなかった。また、皮田の權利には讓渡性があつて、これを田主に相談なく轉賣する事もできた。従つて田主は、皮田からの租が確保できず、政府また地主から賦稅をとり立てることができなくなる。加うるに郷紳が無糧無差なることを狙つて皮田を兼併し、且つ佃戸から租をしぼりとつて自ら利する事のみ考え、佃戸が田主即ち田骨の所有者に租を滞納することには却つて味方する。これを以て官は皮田をことごとく除去して皮田のみの賣買を禁止し、佃戸は田骨の所有者、すなわち田主に正租を納めれば足り、皮田の所有者に對する皮租は納める義務はない。佃戸が正租を滞納する場合は田主は土地をとり上げて別の佃戸に耕させる事ができ、もし

郷紳の類がことさら正祖を滯らせた時には發見次第嚴罰に處する<sup>33</sup>とある。これは、雍正年間汀州府の例であるが、これに類する例は、福州府にもあり、福建省例につづけて乾隆年間の福州府屬の田皮田根が汀州府屬の田骨田皮と名こそちがえ弊害は一つなることを述べている<sup>34</sup>。又錢穀挈要によると、福寧府にも福州府と同じ例があつた<sup>35</sup>。次に漳州府のいわゆる一田三主慣習については、明末清初の人、顧炎武の天下郡國利病書に記す所であるが、これによると、三主とは、(一)小稅主、本來の地主で公課の直接の負擔を回避して、これを有償的に他人にうけおわせ「坐食租稅、於糧差概無所與」すなわち租を坐食するのみで糧差には概ね關與する所がない。(二)大租主、公課負擔を條件として徵租權を取得したものの、(三)は小稅主に佃土銀を拂つて耕作權を取得した佃戸である。とくに佃戸を三主のうちに教えることを説明して、天下郡國利病書の註には、佃戸が地主の土地を耕作することは、あたかも傭雇が他人に勞務を提供して報酬をうけとるのと同類で、田主の列に加えるわけにはいかないが、小稅主が目先の小利を見て、佃戸から佃土銀をうけとつて耕地を佃戸に引渡すことが行われ、その佃戸の内には、租を支拂わず、小稅主の承諾なしに權利の移轉を行うものがあり、佃戸が耕地にあたかも虎の如く踞るので久佃成業という俚語さえ生じたとある<sup>36</sup>。同様の慣習は、漳州府屬の龍溪、南靖、平和諸縣では、明の萬曆初年からあり、その他漳浦縣、雲霄廳にも見られた<sup>37</sup>。

一田兩主の成立は、すでに見たように一つの土地を上下二分して處分することによる例がもつとも多いが、その他、佃戸が土地改良を行つたり、土地開墾を行つたため、その地主から田面を與えられる場合もある<sup>38</sup>。

永安黃歷郷でも、以上のような一田兩主慣行があつた事は、傅氏の見

出された古文書中に「賠田約」の甚だ多いことで分る。一、二例をあげれば

二七都黃歷住人鄧秀忠承父受分賠田一段、在落二十七都早嶺後黃泥壠、原計實還林宅主人正租穀二碩大、今來要物用急、先盡房親伯叔、次盡隣人等各不成就。拖中送至本里馮九環出頭承賠、當日憑中三面議、定價九八色銀伍兩伍錢正、其銀即日交收足訖明白、不分欠厘、其田即便退與賠主前去自己耕作管理爲業、如有來歷不明、係是鄧宅自己出頭抵當、不涉賠主之事、今來二家甘心意允、各無反悔、今欲有憑、立賠約爲照。

雍正甲辰二年八月 日

立賠約 鄧秀忠

中人 馮豫受

代字 馮如祐

立典約人陳夏蓮全男揚紫、原有承父遺下受分耕作賠田一段、坐落土名二十八都岩尾洋、原計遞年實還馮宅主人正租谷貳碩大外、有自己小租穀一碩伍斗官。今來固物用急、情愿將小租谷拖中送與馮田鳳姻親邊出頭承典爲息、當日憑中三面言議、照依時價估值得典價銀伍兩正、折青錢肆千文。其錢即日交收足訖、不欠隻文。其谷遞年到收成之日、送至典主家下風扇交量、一足明白、不敢施欠升合、如是欠少、任典主自己下伙耕作管理、陳宅不得霸估異說等情

道光丙戌六年四月 日

(後略)<sup>39</sup>

この二つの契約書のうち、前者は賠田の舊所有たる鄧秀忠が金が入用のため、これを新賠主馮九環に五兩五錢でうつてその所有にうつすといふ賣約で、鄧秀忠は、賠田を自ら耕作し、正租二碩を田底の所有者、本來の

地主である林家へ納めている。後者は賠田を典當して伍兩をかり、賠田からのぼる十租穀をもつて利息にあて、もしこれが欠けるようなことがあれば典當者が之をとり上げて自ら耕作管理するというのである。この場合は舊賠田主は賠田を他人に耕作させて、田底の所有者に納める正二碩の外に自ら収める所の小租穀一碩五斗を直接耕作者からとりあげている。

今、小租を徴収するものを小租主、正租を徴収するものを大租主とよぶ事にする。漳州府の場合と小租、大租の名稱が逆だから注意を要する。

さて、もとへ戻つて、永安黄歴郷の諸文書によると、一田兩主關係の成立した場合において租のうち冬性をみることがまことに少い。例えば、傅氏の整理された賠田の典賣價格一覽表のうちには乾隆十六年十二月から、光緒十七年十二月迄の九種の例がある。田地の典賣價は、田租によつて左右されるから租額は必ず明記されているが、それによつてみると、冬性を徴収している例は一つもない。この他に傅氏の紹介された賠田の史料としては、「立找價約」(土地を典當に附した者が、更にいくばくかの金を典當者からうけとつて完全に地權を典當者にゆづつてしまふ契約)二種、佃約一種、及び先の一覽表に含まれなかつた賣約一種があるが、そのうち、「立找價約」の一つに、大租主に納める冬性の規定が一つあるだけである。

土名二十七都黄歴大洋棟頭、遞年實還馮宅主人正租早谷貳碩大、冬牲二隻、又段土名二十七都黄歴大洋圳尾、遞年實還鄧宅主人正租早谷壹碩伍斗大。二段合成自己受分小租谷五柒斗官 (後略)

(嘉慶戊辰拾參年拾月)

故に傅氏のあげられた賠田の史料十三種を通じて小租主の冬性を徴収する例は一つもないわけである。

また、このことは大租主の場合にもいえるのである。いま佃約、賠田

の典賣契約などにあらわれる大租主の収入十種のうち、冬牲錢をとつてゐるのは、前掲嘉慶戊辰十三年の「立找價約」の一例のみである。

傅氏の論文中から、黄歴郷における一田兩主關係の成立を見ない一般の田産租額を記したものの二十種のうち、冬性を徴収するもの十三種であるのに比べて、一田兩主關係の租額において、冬性をとる例がかくも少いということはどう理解すべきであろうか。

その理由の一つとして、一田兩主制下において田面が更に賃貸される場合、直者耕作者の租米の負擔が、一般佃戸のそれより大きかつたのではないかと思われる。

「黄歴土名出收策原計遞年實收正租早穀伍斗大、外有連業小租穀捌斗官」(伍斗大とあるのは、官制の斛でない場合で、官斗より相當容量大であるから正確な比較はできないが、捌斗官と同程度か)

「坐落土名黄歴曲尾壟小租穀一碩二斗正。(中略)一批遞年實還劉宅主人正租谷一石正」

右の例のように、小租の方が正租より大であることは珍しくない。龍岩州志に、族産などにおいては、佃戸は世業となつてしまつて、そのうちには田面權はしばしば移轉し、佃戸の姓も何度か改まつているのだが、田主は之をしらず、小租は正租に倍加して甚だおもくなつて行くといわれているのからも推察できるであろう。前述のように永安の租額を示す史料には、田地面積の記載がないので一般の佃戸と對比させて考える事はできないが、福建省例に傳えるように、郷紳が小租主として「剝佃取租、只顧利己、凡佃民連欠主租者、反爲之袒護」というような行動をとるといふのは、すでに出租者の負擔能力が限界点に達していることを示すであろう。

しかし、地主佃戸の關係の展開の上における一田兩主慣行の劃期的な

意義を考えると、これだけで果して説明できるであろうか。

一田兩主の成立には、佃戸の力の成長を意味する場合、即ち佃戸が改墾や改良に力をつくしたために地主から田面権を與えられる場合、又金を拂つて田面権を取得した場合、又顧炎武が指摘したように、一田三主制における田頭佃銀を拂つて承佃した佃戸が、租をおさめないでさらに勝手に他人に轉佃し、耕地を霸占して退くことを肯んじないというような地主との抗争的な關係に立つて自己の田面権を獲得して行く場合がある一面、地主郷縉などが有租無糧なる点を狙つてこれを兼併する場合も多く、又田面権を獲得した佃戸が、これを轉租して封建的な搾取者に自らを轉化して行く場合があり、一田兩主制の二面性を見逃して之を評價してはならない。しかし、私はそのような二面性を理解した上で、なお、一田兩主慣行のうちに明の中期以降の農民暴動にあらわれるような封建的地主支配の矛盾の尖鋭化——それ自体佃戸の成長を示す所の——を見出しうると考える。

そして、永安黃歷郷の一田兩主制において、冬牲の徴収がみられないという事實は、そのような封建的な貢納物を成立させている所の地盤に、すなわち地主對佃戸の關係のうちに何らかの變動があつたことを示

すものと考えられないだろうか。前掲の、元代の人鄭濤が「除正租外、

所有佃麥、佃鷄之類、斷不可取」といひしめ、さらに明の正統年間、福建延平府沙縣を中心に、旬日にして十余萬人を糾合し、八郡を騒動せしめた鄧茂七のひきいる農民暴動が冬牲全廢を唱えてたちあがつたことが示すように、封建的な搾取關係の矛盾はこゝに尖鋭的に表現されていた。封建的な搾取は、その基礎になる封建的搾取關係が消滅しない限り、その貪欲な手をゆるめる事はしないから、識者の警告や、鄧茂七の暴動も冬牲を根絶することは出来ず、實際には中華人民共和國成立の日までつゞいてきた。といつて、地主と佃戸の關係にその間變化がなかつたわけはなく、消極的、或は積極的な佃戸の反抗はたえずくり返され、一方ではこれに對する地主の斷壓も國家權力をかりておこなわれるほどに尖鋭化してくる。この事實は、冬牲という貢納的な搾取型態の維持を、次第に困難ならしめたことは明らかであり、旧來の地主・佃戸關係に内部から變化をおこしつゝあつたと予想される一田兩主制の場合に、冬牲が少いということは、偶然ではないと思う。ただ、いかにも史料が少く、この一例をもつて結論づけることはできないので、こゝに問題を提起するにとどめる。

註

- (1) 周藤吉之氏「宋元時代の佃戸について」(史學雜誌四四ノ十・十一) 周藤氏「宋代の佃戸制」(歴史學研究 一四三號)
- (2) 仁井田陞氏「中國の法思想史」(法律學体系 第二部法學理論篇)
- (3) 延平府志(乾隆三十年修 同治十二年補刊) 卷十一 征撫
- (4) 閩清縣志 卷八 雜錄(傅衣凌氏「福建佃農經濟史叢考 上編 明清時代福建佃農風潮證」所載)
- (5) 「立上水田主聶建周原有苗田一段。坐落×都土名落溪屈尾道者撫等處、其田前後左右、各有界至坵角分明。原計實收正租早谷一石大。冬牲×隻、食牲×隻、今憑保安與落溪住人馮燕完前去耕作、遞年到秋成、備辦細淨乾各送至本主家下風量、不得施欠升合及賣弄界至水獎等情、如有此色、許本主另行改佃呈官究治無詞。其田並無賠頭掛脚、亦

無作水等情、今欲有憑、立上水付照。  
計開田段土名落溪屈尾道者燕、遞年實收正租早穀乙石大。  
同治十一年三月 日  
立上水田主 聶建周 (押)  
保佃人 周成溶 (押)  
代字人 陳開賓 (押)  
又光緒三年二月の佃約にも、「原計實收正租早穀二積大・今權讓實收三積官。冬牲×隻、食牲×隻、」

とある。(〇印は「一本杉」) いづれも傅氏前掲書下編「近代永安農村的社會經濟關係」所載。

(6) 湖南省例卷五戶律田宅(典賣田宅)

「每畝納租、自一石及一石幾斗二石不等、此外更多雜派、有新米一項每畝自一升至二三升不等、又有新雞一項、每一十畝自一隻至兩三隻不等、」

同卷七戶律田宅(荒蕪田地)

「亦不在正租之內、每年七月內、每畝索新雞一隻、新米幾升」(仁井田氏前掲書第二章二節註所載。)

(7) 天野元之助氏「支那農業經濟論」上卷第三章第七節 押租・預租・副租

(8) 周藤吉之氏「宋代の佃戶制」(歴研 一四三號)

(9) 顧炎武 天下郡國利病書卷九十二延平府

「鄉舊有佃佃人之田者歲還租穀外、有鷄鴨之類以餽田主。辭曰冬牲。茂七佃鄉人革之。田主不敢與較。明史卷百六十五丁瑄傳「沙縣佃人鄧茂七、素無賴。號爲甲長、益以氣役屬鄉民。其俗佃人輸租外、例餽田主、茂七倡其黨令母餽。」(〇印は一本杉)

(10) 徐天貽氏「福建租佃制度研究」(福建文化第一卷一期)

(11) 楊園先生全集卷之十九賃耕末議 附紹興佃種法

(12) 溫陵舊事(泉州府志 乾隆二十八年修 光緒八年重刊 卷二十風俗所載)

「每春冬徵租、舊皆由田主親履田畝、以豐歉爲完欠。田丁例供一飯、田主上坐、田丁之老傍坐、舉盞觴田主、或縉紳之林下者、亦和顏與談農事勞苦、而慰藉之 其飯畢乃退。租完將歸、以隻鷄白粳二三升爲贖、田主答以巾扇之類、主佃相與以禮

如此。」

(13) 傅氏前掲書上編所載、歷西は今の三元縣梅列郷にあたる。

(14) 包澤敏氏「永安黃歷村社會經濟調查報告(新農季刊・二卷一期) 傅氏前掲書下編所載

(15) 徐天貽氏前掲論文

(16) 天野元之助氏前掲書上卷、第三章小作制度、第七節押租・預租・副租の項に民國年間廣東における次のような例がみえる。

「廣東の普寧縣では、毎年二回地主の收租の時、小作人は酒席を用意するが地主は常に七・八人から十数人で食事する。もし鷄がやせているとか豚肉が肥えすぎているとか、魚が新鮮でないとか、テール每ひつくりかえず。そしてもう一度用意させられ充分に奉持せねばならぬ。地主は食後、田鶏一羽、小作米(每石租)・田信錢十幾錢をうけとり、小作人に轎をかつがせて自宅まで送りどけさす」(朱新繁「中國農村經濟關係及其特質」より)

(17) 傅氏前掲書上編

(18) 閩政領要 重纂福建通志(道光版)卷五十二 銅賑所載

「閩、清永福二邑、米穀稍多、水路亦通、尙可運出發賣。」「上游延平府屬南平沙縣順昌將樂四邑地、土稍厚米穀出產亦多、尙有客商販運 尤溪永安二邑、只數本地民食。」「汀州府屬之八邑、產穀俱屬有限」汀州府屬に清流・寧化諸縣が含まれる。

「泉州府屬之晉江南安惠安同安四邑、地土瘠薄、堪種禾稻者僅十之四五。其餘盡屬沙磧、止堪種植稌糧地瓜、而已即晴雨、應時十分收成、亦不敷本地半年之食用。幸兩府人民原有三等、上者以

販洋爲事業、下等者以出海探捕駕船挑脚爲生計、惟中等者力農度日。故各屬不患米貴、只患無米。」兩府とは泉州・漳州

「興化府屬之莆田仙游二縣田土、較漳泉稍爲肥腴、且有堰圳蓄水、可以車灌。是以種植禾稻稌糧、均屬相宜、除本地民食外、尙可接濟普惠鄰封、」(〇印は一本杉)

閩書卷之三十八風俗志參照

(19) 尤溪縣志卷四田賦(乾隆四十五年修) 傅氏前掲書下編所載

(20) 田中忠夫氏「革命支那農村の實證的研究」

(21) 傅氏前掲書下編所載

(22) 傅氏前掲書下編

(23) 同前 上編

(24) 同前 下編

(25) どちらも尤溪縣志卷四田賦(乾隆四十一年修) 傅氏前掲書所載

(26) 徐天貽氏「福建租佃制度研究」(福建文化第一卷一期)

(27) 天野氏前掲書 第三章第五節三折租の項

(28) 漳州府志 人物 蔡新傳(光緒四年修)

「閩粵洋船不下百十號、每船大者、造作近萬金、小者亦四五千金、一旦禁止、則船皆無用、已棄民間五六十萬之棄矣。開洋市鎮如廈門、廣州等處所積貨物、不下數百萬、一旦禁止、勢必虧折耗蝕又棄民間數百萬之積矣。洋船往來、無業貧民仰食於此者、不下千百家、一旦禁止、則以商無貨、以農無產、勢將流離失所又棄民間千百生民之食矣(中略)」

若一概禁絕、東西之地、每歲領少千萬之入、不獨民生日蹙而國計亦絀此重可憂也、

(29) 清水泰次氏「一條鞭法」(桑原博士還曆記念東洋史論文集)

岩見宏一氏「明の嘉靖前後における賦役改革について」(東洋史研究第十卷五號)

(30) 徐天貽氏前掲論文參照

(31) 天野氏前掲書第三章第五節折租

「租約は租穀法になつてゐるが、地主は多く任意に錢・米の兩項を擇ぶ。米價が騰れば錢を要求し、米價が下れば米を要求する。即ち地主は毎畝の租米の量を市上の高價に按じて價格を計算し、小作人に迫つて錢を納めしめる。かゝる情況は全縣實に七一・八%を占める。」(江蘇省崑山の例)といわれ、地主が米價變動による自己の打撃を小作人に轉化させ、又利益を出きるだけ大ならしめんとして恣意的に折租を採用する例。

(32) 仁井田陸氏「支那近世の一田兩主慣習と其の成立」(法學協會雜誌六四卷三・四號)

(33) 福建省例卷十五田宅例禁革田皮田根不許私相買賣佃戶若不欠租不許田主額外加增

「……如汀州府屬、雍正八年、經前司議詳內、并田主收租而無納糧者謂之田骨、田主之外、又有收租而無納糧者謂之皮、是以民官田畝類、皆一田兩主、如係近水腹田、則皮田價值、反貴于田骨、爭相佃種、可享無賦之租、是田皮即屬佃戶之項乎、一經契買、即歸爲世業、公然抗欠田主租谷、田主即欲起田召佃、而不可得、甚有私相皮田轉賣他人、竟行逃匿者、致田主歷年租欠、無着賦糧、加以紳監土豪、貪嗜無糧無差、置買皮田、剝佃取租、只顧利己、凡佃民逋欠主租、反爲之袒護、獄訟繁興、請照從前通革之例、凡屬皮租盡行革除、不許民間私相買賣、一切訟爭皆找告贖概不受理、併令刊刻告示曉諭、佃戶只納田主正租、不許另納皮租、若有逋欠正租、聽憑田主召佃、如有紳監土豪、仍敢捐納主租等弊發覺、從重究」

仁井田氏「支那近世の一田兩主慣習と其の成立」(二) 所載

(34) 同前「……嗣于乾隆二十七年、侯邑民林天崇等控爭州田案內、又經前司詳明、福州府屬田皮田根、與汀州府屬田骨田皮、名色雖殊、致弊則一云々」仁井田氏同前書所載

(35) 錢穀聖要(臺灣私法第一卷上による) 「一福州福寧二府屬、則又爲田根田面、田面者辨糧之人也、田根者佃種之人也、佃種之人、將田私頂于人、而將無糧之租、或將田根私賣與人、不向田而承立、以致田面、無處索租、兼有一種刁徒、積慣抗租、自恃田根、不容別佃、歷年羈佃、令田面主賠無租之糧、實閩省一大惡習」

仁井田氏 同前書所載

(36) 天下郡國利病書卷九十三福建三漳州府

(37) 天下郡國利病書卷九十三福建三漳州府及び雲霄廳志卷四土田(民國二十四年修)

(38) 永安に「作水」と稱する一種の永佃權があつてそれ自体獨立に賣買されている。いま「賣退耕作水約」と稱する契約書を掲げると、

「立賣退耕作水約人始平郡族兄孔輝、原有承父耕作遠下受分田一段、坐落二十七都土名黃歷底長坑道掌撫、原計逐年實還劉宅正租谷貳碩大、又還馮宅小租谷壹碩貳斗官、另有自己小租谷壹斛官。今因要物應用、先盡房親伯叔兄弟人等各不成就、情願將此田托中前向與應文族弟邊出頭承買爲業、當日憑中三面議、照依時值得賣價銀伍兩伍錢正、折青錢四千四百文、其錢即日交收足訖、不欠隻文、其田即便退與族弟、前去耕作爲業(後略)」(光緒十七年十二月立約) 傳氏前掲書下編所載

他人に耕作せしめて小租をえている。或は、作水とは水利の改良を行つたためにえた永佃權の一例で自由に賃貸轉賣できたものではないか。陳翰笙氏によると、現在南平縣では、凡そ田地を承種するものが農事に勤勞して工料をおしまず、該地の生産量を増加すれば、田面權が與えられ、之についての賣買の自由が認められる事を指摘され、又民商事習慣調査報告録にも、長樂縣の洲田において佃戸が耕作にはげんで收益を増加した時には、地主はこの耕作權をとりあげる事は出來ず、もし出賣するときにも、原佃戸と議定して始めてなしるといわれる。陳翰笙氏「租田制度」民國廿五年中國經濟年鑑上卷

なお、荒地の開墾による田面權の成立については、天野氏前掲書第三章 第九節「永佃制」參照

(39) どちらも傳氏前掲書下編

(40) 傳氏前掲書下編所載の賠田價格表は紙面の都合上最後に掲載する。

(41) 傳氏前掲書下編

(42) 同前

(43) 龍巖州志 卷七 風俗(道光十六年纂) 「若各族祖遺祭産、授耕多年、佃直據爲世業、其間轉流頂、有更數姓、不開業主、小租加倍原租者、尤爲積重之勢。」

(44) 第一章註(32)の福建省例參照

(45) 徐天貽氏「明代福建鄧茂七之亂」(福建文化一卷四期) および宮崎市定氏「中國近世の農民暴動」(東洋史研究) 參照

(46) この点についての史料はかぞえ切れないほどあるが、くわしい説明は、紙面の都合上できない。 傳衣凌氏の「福建佃農經濟史叢考」は、この点に

關する總轄的理解のための最良の書である。私は、元代と、清代光緒年間との二つの佃約に比べて、その間の差異は具体的に二つの時代の地主佃戸關係の差異をよく示していると考えるので、参考のため、次にかかげるにとめておく。

某里某都住人姓某、今托得某人作保、就某里某人宅、承佃得晚田若干段、坐落土名某處、計幾畝、前去耕作管得不致拋荒、逐年到冬、實供白米若干、挑赴某處倉所交納、不致少欠、如有此式、且保人甘當代還無詞、今立佃榜爲用者

年月日 個人 姓名 押文字

保人 姓名 押文字

(仁井田氏「唐宋法律文書の研究」第二編第五章「賃借文書」所載)

立上水田主鄧裁壽原有苗田一段、坐落二十七都土名洛溪道者孟等處、其田照依原額坵類耕種、各有界至分明、原計實收正租早穀二碩大、今權讓實收三碩官、冬牲×隻、食牲×隻、今憑保佃安與黃歷住人馮天增前去用心耕作、遞年到秋熟備辦乾淨好穀、並牲一足、送至本主家下倉所雙扇交量、一足

清楚、完納糧差、不許將有毛租稻插水汚爛、挨延拖欠升合、及賣弄界至水獎、拋荒坵角、移坵換段、開改宅舍、私放典賠等情、如有此色、任本主呈官究治、另行下伏改佃、佃人不敢阻佔、本田十年以滿、另行承寫一次、今主佃甘允、立上水照。

計開田段

一段、土名洛溪道者孟、原計遞年原收租穀二石大、今權讓實收正租穀三碩官較正

光緒丁丑三年二月 日

立上水田主 鄧裁壽(押)

保佃代字 馮菊波(押)

(傳衣凌氏前揭書下編所載)

まず、仁井田氏の掲げられた元代の代表的な佃約には、佃人は田地を抛棄せず、毎年秋收の後は小作料として白米を所定の倉庫に納入する義務を負い、もし佃人がこの義務を怠るときは保人が代償の責を追うことになっている。こゝには、後世のような土地取上げの規定はないが、實際には周藤氏が前掲諸論文中にいわれるように、小作料を怠らなくてさえ、他人が租を多く納めると佃戸

は逐出されていたのであつて、つまり地主の一方的な改佃が比較的たやすくできたので、そのような規定は必要ないという實情であつたと考えられる。

それでは後者はどうであらう。小作米は、よくかわいた良質のものであつて、芒のついた粗稻や水にぬれてくさつたようなものはいけない、又納入がおくれたり量が不足だつたりしてはならぬ。水利權をうつたり、土地を荒したり、かえたり、そこに墓や家をつくつたり勝手に田地を質に入れたり耕作權を他人に譲つたりするような事があれば、地主は官に訴えて佃戸を追究して他の佃戸とかえ、佃戸は之に従わなくてはならぬと、義務や罰則が詳細に記載されている。これは、傳氏所載の佃約に共通の傾向である。つまり光緒年間にあつては、佃戸がここにかかれてあるさまざまな方法で消極的或は積極的に旧來の地主の當然の權利に反抗しており、このようなきびしい規定と、國家權力なしには、やつていけない状態になつた事を示しているのである。

(40) 賠田價格表

土地單位	納租數量	價格	年代	契約性質	買賣人	附註
賠田一段	小租六斗	銀二兩 (九八色)	乾隆辛未 六年二月	當	馮九環 馮崇伍	
賠田一段	小租穀	銀一千文	乾隆癸酉 六年二月	典	馮璋玉 陳義麟	
小租谷田一段	小租一石五斗	銀十二兩 (九八色)	乾隆甲午 三月	賣	馮昌元 陳義麟	
賠田一段	小租穀一石	銀六兩	嘉慶戊辰 三年三月	典	准惟貴 准××	拆清錢四千八
賠田一段	小租穀二石	銀十五兩 (九八色)	嘉慶壬申 七年十月	賣	馮蔡氏 馮漢琳	

賠田一段	小租穀一石	銀六兩	道光辛巳 元年九月	典	馮大松 馮大德	拆銅錢四千八 百文
賠田一段	小租穀一石	銀五兩	道光丙戌 六年四月	典	陳夏蓮 馮田鳳	拆青錢四千文
賠田一段	小租早穀一石二斗	銀九兩五錢	同治癸亥 二年三月	典	馮法按 馮天增	拆青錢七千六
作水田一段	小租穀一斛	銀五兩五錢	光緒辛卯 七年三月	賣	馮孔輝 馮應文	拆青錢四千四 百文

ちなみに同氏の掲げる黃歷村田地賣價表及び田地典價表を引いて、一般田地の場合に連業小租云々とする場合は、そこには一田兩主制が成立しており、その土地はさらに賠田として直接耕作者に貸されていることに注意されたい。

一、黃歷村田地賣價表 (二五二—一八六五)

土地單位 佃租數量 價格

價格

年代

契約性質 買賣人

附註

田三段 谷四石四斗 冬谷乙斗 銀十六兩 嘉靖三十年六月 賣 魏注富(買) 另有冬牲一隻

田一段 白米一石 銀四兩 萬曆十二年六月 賣 馮新祖 馮保清

田一段 正租早穀石五斗 銀十九兩 (九八色) 乾隆壬寅 賣 劉宗福 劉宗和

田一段 正租早穀五斗 銀十兩 嘉慶丙寅 賣 馮仙濤 馮漢琳 又連業小租谷八斗官較

田一段 正租早穀二石二斗五升 銀廿五兩 (九八色) 嘉慶丁卯 賣 馮惟貴 馮燕魁 另有冬牲一隻

田一段 正租早穀二石 銀二十兩 (九八色) 道光丁亥 賣 馮租仁 馮燕魁 另有冬牲一隻

田一段 正租冬穀一石 銀十五兩 同治乙丑 賣 陳昌祿 馮天增 另有冬牲一隻

二、黃歷村田地典價表 (二七七五—一八〇三)

土地單位 納租數量 價格

價格

年代

契約性質 買賣人

附註

田一段 正租谷一石 錢五千元 乾隆乙未 典 馮匯川(買) 馮卓仁

田二段 正租穀二石 錢一萬二千文 乾隆乙未 典 馮木昇 馮元漳 又連業小租谷六斗官較

田一柈 正租早谷一石 錢四千元 嘉慶戊午 典 馮浚偉 馮漢周

田一段 正租冬谷二石 銀七兩五錢 嘉慶辛酉 典 馮起之 馮漢周 另有冬牲一隻 又銀實柈錢一千元

田六段 卯酉年輪值 銀廿五兩 (九八色) 嘉慶癸亥 典 馮餘慶 馮漢周 柈錢二萬文